

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム商品券交付事業	①物価高騰が続く中で、町民の経済的負担軽減を図り、生活の維持と安定を図る。 ②商品券に対するプレミアム分及び販売運営経費への充当 ③プレミアム商品券は1セットあたり7,500円、プレミアム率を50%(1セット7,500円分の商品券を5,000円で購入可)とし、1人当たり3セット(又は4セット)まで購入可とする 積算根拠 商品券 12,000セット×(2,500円(プレミアム分)+5,000円(原資分))=90,000千円 事務費 6,001千円(印刷代、販売手数料等) 合計 96,001千円(交付金分はプレミアム分+事務費) ④町民及び町内事業所等に通勤、通学されている方	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食材料費高騰対策事業	①物価高騰に伴い給食材料費も増嵩しているが、増額分を保護者へ転嫁することは難しいことから、保護者負担は変えずに材料費増嵩分を町負担とし、もって子育て世帯の生活支援に資することを旨とする。 ②給食材料費増加分に充当 ③(小学校)当初1食単価290円、総食数27,602食、材料費9,714,785円 実質1食単価352円、総食数27,602食、材料費11,424,990円 材料費差額1,710,205円 (中学校)当初1食単価330円、総食数21,938食、材料費8,779,131円 実質1食単価400円、総食数21,938食、材料費10,318,822円 材料費差額1,539,691円 (増嵩分計)3,249,896円÷3,249千円 (うち教職員等除)1,185千円 材料費差額に令和6年度補正予算分(1,063千円)を充当する。 ④-	R7.9	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金負担軽減事業	①物価高騰が続く中で、町民へ水道基本料金の一部を支援することで、生活の維持と安定を図る。 ②町民及び町内企業等への水道基本料金の一部負担 ③積算根拠 1月当たり基本料(概算) 3,710,201円 基本料金のうち7月80%、8月60%、9月40%、10月20%をそれぞれ負担する。 7月 2,914,225円、8月 2,184,834円、 9月 1,456,936円、10月 727,545円 合計 7,283,540円(うち5,589,000円に交付金を充当) ④対象件数 2,311件(国、地方公共団体等施設除く)	R7.7	R7.10
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援給付金	①長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯に給付金を支給する ②給付金…子ども一人当たり一律4万円(うち2万円は子ども家庭庁の事業) ③対象者数約380人×単価4万円 給付額合計 15,200,000円(うち7,600,000円物価高対応子育て応援手当) 事務費126千円 ④児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点)を養育する父母等	R8.1	R8.3
5	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	原油価格・物価高騰対応冬季特別対策事業	①原油価格・物価高騰等に対し、生活困窮者の冬季の経済的負担の軽減を図るため、灯油、電気、ガス等のほか、防寒用品や雑貨類等の購入費の助成をする ②給付金 一世帯当たり一律1万円(うち、県補助事業対象基準額7,000円。県補助は1/2の3,500円) ③対象世帯数 715世帯×単価1万円 給付額合計 7,150,000円(うち県補助金2,502,500円)、事務費681,000円 合計7,831千円 ④住民税非課税世帯のうち、高齢者世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯・これに準ずる世帯・生活保護受給世帯	R8.1	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護事業所等物価高騰対策支援事業	①物価高騰による介護、福祉、医療事業所等の負担軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供を維持する。 ②介護、福祉、医療事業所等に対し、サービス利用実績などに応じて給付金を支援する。 ③入所系サービス事業所7事業所11,250千円、通所系サービス事業所12事業所2,530千円、医療機関4機関240千円、薬局3事業所180千円：合計14,200千円 ④町内の介護、福祉、医療事業所等	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー高騰対策文化施設省エネ化事業	①エネルギー価格の高騰が続く中で、既設照明器具(蛍光灯)をLED照明に改修及び省エネエアコンに更新することにより、消費電力の削減を見込むもの。 ②省エネルギーに資する灯具・器具への更新工事費 ③改修費計 20,986千円 ・歴史民俗資料館LED化工事 2,759千円 ・川村美術館及びテッサン館LED化工事 3,069千円 ・楽屋系統マルチエアコン更新工事 5,962千円 ・熱源機械室等LED化工事 8,118千円 ・文化創造館客席誘導灯LED化工事 1,078千円 ④対象施設数 4施設	R8.1	R8.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業者物価高騰対策支援事業	①燃油、配合飼料、資材等の物価高騰等により大きな影響を受けている町内の農業者に対し交付金を交付することで、事業の継続を支援する。 ②町内農業者への支援及び事務費 ③農業者の規模(確定申告上の農業収入)に応じて、段階的に支援を行う。 支援金額:11,590千円(次のとおり試算) ・30万円以上100万円未満:2万円×98人=1,960千円 ・100万円以上300万円未満:3万円×97人=2,910千円 ・300万円以上500万円未満:5万円×42人=2,100千円 ・500万円以上:7万円×66人=4,620千円 事務費:238千円 内訳:需用費(消耗品費)、役務費(通信運搬費・振込手数料)、人件費(時間外勤務手当) 事業費計:11,828千円(うち10,806千円を充当) ④町内農業者	R8.1	R8.3
9	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	地区集会所省エネ化事業	①エネルギー価格の高騰が続く中で、住民の用に供する地区集会所において、施設内照明のLED化や省エネエアコンの設置などの省エネに関する取り組みを実施し、電気料金を削減することで施設を管理する地域づくり組織の負担を継続的に軽減させるもの。 ②地域づくり組織に対する省エネ家電の導入補助 ③概算根拠 エアコン1,000千円×33施設=33,000千円、LED化250千円×35施設=8,750千円 ④対象件数 地域づくり組織が管理する38地区集会所	R8.1	R8.3